（最初の意見の聴取の期日における手続）

第四十一条　主任審理官は、最初の意見の聴取の期日の冒頭において、指定職員に、予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を意見の聴取の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

第四章を第三章とし、同章の次に次の一章を加える。

第四章　省令の制定等の諮問を受けた場合の意見の聴取

（意見の聴取の開始）

第四十三条　電波監理審議会は、法第九十九条の十一第一項第一号又は放送法第百七十七条第一項第五号の規定により諮問を受けた事案について法第九十九条の十二第二項又は放送法第百七十八条第二項の規定により意見の聴取を行う場合においては、主任審理官を指名しなければならない。

2　主任審理官（第四十四条において準用する第二条第三項の規定により主任審理官の職務を代行する補佐審理官を含む。以下この章において同じ。）は、意見の聴取を開始するには、意見の聴取を行うべき期日の十日前までに、事案の要旨並びに意見の聴取の期日及び場所を公告しなければならない。

（準用）

第四十四条　第二条第二項及び第三項、第三条、第四条第三項から第五項まで、第五条第一項、第六条から第八条まで、第九条（同条第八号を除く。）、第十条から第二十二条まで、第二十四条、第三十七条（同条第六号を除く。）、第三十八条、第三十九条並びに第四十一条の規定は、総務省令の制定等の諮問を受けた場合の意見の聴取に準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二条第二項	前項	第四十三条第一項
第三条（見出しを含む。）、第四条見出し及び第三項、第七条、第十条、第十二条第二項及び第四項、第十三条第一項、第十五条第一項及び第二項第三号、第十七条見出し及び第一項、第十八条第一項、第十九条から第二十一条まで、第二十四条（見出しを含む。）、第三十七条	審理	意見の聴取
第三条	の議に付された	に諮問された
第四条第四項	審理に出席する者に通知し、かつ、公告	公告
第四条第五項	第二項	第四十三条第二項
第五条第一項	参加人として当該審理	意見の聴取
第六条、第十条	、異議申立人及び参加人	及び利害関係者
第九条第一号	異議申立人又は参加人	利害関係者
第九条第六号	処分	立案
第十条	第二条第一項又は第二項	第四十三条第一項又は第四十四条において準用する第二条第二項
第十五条第一項	異議申立人、参加人	利害関係者
第十五条第一項、第十六条、第十八条第一項、第二十一条第二項第一号、第二十二条、第二十四条、第三十七条第四号及び第五号	異議申立人等	利害関係者等
第十八条見出し及び第一項	審理準備会議	意見聴取準備会議
第十八条第一項	争点の整理及び立証	陳述
第二十四条	当該審理	当該意見の聴取
第三十七条	第九十三条第一項	第九十九条の十二第六項において準用する法第九十三条第一項
第三十九条第一項	第九十三条第二項	第九十九条の十二第六項において準用する法第九十三条第二項
第四十一条	予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実	事案の内容（省令の制定等をしようとする旨の諮問を受けた場合の意見の聴取にあっては、予定される総務省令の制定又は改廃の趣旨及び内容）

第四十七条中「、放送法第五十三条の十第一項第一号から第四号まで又は電気通信役務利用放送法第十八条第一項第三号若しくは第四号」を「又は放送法第百七十七条第一項第一号から第三号まで」に、「、放送法第五十三条の十一第二項又は電気通信役務利用放送法第十九条第二項」を「又は放送法第百七十八条第二項」に改める。

附　則

1　この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

2　この省令の施行前に電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の規定により行われた審理又はこのための手続は、この省令による改正後の電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の相当規定により行われたものとみなす。

○総務省令第七十五号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、並びに電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、登録点検事業者等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

登録点検事業者等規則の一部を改正する省令

登録点検事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

登録検査等事業者等規則